

下関市公共施設太陽光発電設備導入可能性調査業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

令和3年6月に国が策定した「地域脱炭素ロードマップ」において、「自治体の建築物及び土地では、2030年には設置可能な建築物等の約50%に太陽光発電設備が導入され、2040年には100%導入されていることを目指す」という絵姿・目標が示された。

こうした状況を踏まえ、本業務では、公共施設への太陽光発電設備の導入を計画的かつ効率的に推進するため、公共施設における太陽光発電設備の導入可能性の調査を行うことを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業務名 下関市公共施設太陽光発電設備導入可能性調査業務
- (2) 履行期間 契約締結日から令和6年12月20日まで
- (3) 業務内容 別紙1 下関市公共施設太陽光発電設備導入可能性調査業務仕様書のとおり

3 予算

見積り限度額 10,000,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

4 日程

- | | |
|------------------|---------------------------------|
| (1) プロポーザル実施の公告日 | 令和6年5月13日(月) |
| (2) 参加申込書の提出期限 | 令和6年5月24日(金)まで |
| (3) 参加資格審査結果通知 | 令和6年5月28日(火)までに発送 |
| (4) 質問の受付期間 | 令和6年5月13日(月)から
令和6年6月5日(水)まで |
| (5) 質問に対する回答 | 令和6年6月11日(火)まで |
| (6) 提案書提出期限 | 令和6年6月17日(月)まで |
| (7) プレゼンテーション | 令和6年6月28日(金) |
| (8) 選考結果通知 | 令和6年7月2日(火)までに発送 |

※ 上記のスケジュールは変更となる可能性があります。

5 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿の大分類「調査・研究」小分類「調査・分析」に登録があること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつその取消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。
- (5) 過去5年間（平成31年4月から令和6年3月まで）に1回以上、地方自治体が発注した「公共施設への太陽光発電設備導入調査業務」又は類似業務を受注し、履行した実績があること。
- (6) 共同企業体による参加にあつては、全構成員が上記(1)から(5)に示す参加資格を満たしていること。

6 参加申込手続

(1) 提出書類

- ア 参加申込書（様式1） 1部
- イ 参加者の概要（様式2） 1部
- ウ 同種業務の実績調書（様式3） 1部

なお、共同企業体による参加にあつては、参加申込書の申込者は共同企業体名義とし、参加者の概要（様式2）及び同種業務の実績調書（様式3）は構成員ごとの提出をお願いします。

(2) 提出方法 持参又は郵送

なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については、市はその責めを負わないものとします。

(3) 提出期限 令和6年5月24日（金） 午後5時必着

(4) 提出先 下関市環境部環境政策課

(5) 参加資格審査の結果通知

ア 通知日 令和6年5月28日（火）

参加申込書を提出したにもかかわらず、参加資格審査結果通知書（様式4）が届かない場合は、お手数ですが、令和6年5月31日（金）午後5時までに下関市環境部環境政策課に電話でご確認ください。

イ 通知方法 電子メール

ウ その他

参加資格審査の結果について、当該通知日の翌日から起算して7日以内に、書面（任意様式）にて市に説明を求めることができるものとします。

7 質問の受付及び回答

(1) 質問

- ア 提出様式 別紙「質問書（様式5）」のとおり
- イ 提出方法 電子メール（受信確認の連絡を行ってください。）
- ウ 受付期間 令和6年5月13日（月）から
令和6年6月5日（水）午後5時まで（必着）
- エ 提出先 下関市環境部環境政策課

(2) 回答

- ア 回答方法 電子メールにより、参加申込者全員に通知します。
- イ 回答日 令和6年6月11日（火）まで

8 提案書作成方法等

(1) 提出書類

- ア 提案送付書（様式6） 1部
- イ 提案書（任意様式） 正本1部、副本7部
- ウ 見積書（任意様式） 1部

(2) 提出期限

令和6年6月17日（月） 午後5時必着

(3) 提出方法 持参又は郵送

なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については、市はその責めを負わないものとします。

(4) 提案書の作成方法

- ア 別紙1 下関市公共施設太陽光発電設備導入可能性調査業務仕様書中、「4 業務内容」の全ての項目について記載すること。
- イ 別紙2 評価項目及び評価の視点・判断基準の評価項目に係る全ての項目について記載すること。
- ウ 過去5年間（平成31年4月から令和6年3月まで）に地方自治体が発注した「公共施設への太陽光発電設備導入調査業務」又は類似業務を受注し、履行した実績について、業務実績（発注者、業務名、履行期間、業務概要、契約金額）を記載すること。なお、記載件数は2件を上限とします。
- エ 提案書はA4版（A3版の折り込みは可とする。）とし、目次及びページ番号を付すこと。
- オ 提案書（正本）の表紙に、提出年月日、商号又は名称、代表者氏名、連絡先を記載すること。（押印不要。）
- カ 提案書には、正本の表紙を除き、企画提案者の商号又は名称、代表者氏名又はロゴ等の提案者を類推可能となるものを記載しないこと。
- キ 文字のサイズは12ポイントを基本とし、その他のフォント、色の設定、

図表の表示等は自由とします。

ク 表記内容は、専門知識を有しない者でも理解しやすいものとするよう配慮すること。

(5) 提出先 下関市環境部環境政策課

(6) 留意事項

ア 1者1提案とします。

イ 見積書には、本業務に必要となる総費用を記載すること。総費用は、消費税及び地方消費税相当額を含む金額とし、内訳についても可能な限り詳細に示すこと。ただし、「3 予算」に示す見積り限度額以下であること。

9 審査方法

(1) 評価基準

別紙2 評価項目及び評価の視点・判断基準のとおり

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提案書の内容について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施します。

プレゼンテーションは、提出した提案書に基づいて説明してください。提案書類の提出時に添付していない資料等の追加は認めません。

ア 日 程 令和6年6月28日（金）

（時間等の詳細については別途連絡します。）

イ 出席者 3名以内

ウ 実施時間 (ア) プレゼンテーション 20分

(セッティング・撤去に係る時間を含む。)

(イ) 質疑応答 10分

エ 貸出物品 机、椅子、スクリーン、プロジェクター、HDMIケーブル

これ以外の物品については、企画提案者の負担において用意してください。

オ その他

プレゼンテーションの順番は、市が提案書を受理した順番とします。

プレゼンテーションに出席しない場合は、辞退したものとみなし、候補者として選定しません。

(3) 候補者の選定方法

ア 市が設置した下関市公共施設太陽光発電設備導入可能性調査業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が提案内容の審査を行い、評価基準に基づき評価を行います。

イ 参加者多数の場合は、提案書による一次審査（書面審査）を行い、各評価項目の評価点の合計（以下「総合点」という。）が高い上位4者をプレゼンテーション参加対象者とします。なお、一次審査結果は、審査対象者全員に対し、令和6年6月24日（月）までに通知します。

審査の結果について、当該通知日の翌日から起算して7日以内に、書面（任意様式）にて市に説明を求めることができます。

ウ 失格者を除き、総合点が最も高い者を候補者とし、随意契約の交渉を行います。ただし、その者と合意に至らない場合又はその者が辞退若しくは本実施要領の規定に違反した等の理由により業務を受託できなくなった場合は、総合点が次に高い者と交渉を行います。

エ ウにおいて、総合点が同一の企画提案者が複数いた場合は、「価格点」以外の評価点の合計が高い者を候補者として選定します。なお、「価格点」以外の評価点の合計についても同一の場合は、総費用が低い者を候補者として選定し、総費用も同額の場合は、当該者のくじ引きによって候補者を選定します。

オ 上記にかかわらず、総合点が評価点全体の60%未満の場合は、候補者として選定しません。

カ 企画提案者が1者のみの場合においても審査を行い、審査委員会の議決により、候補者を決定します。なお、企画提案者が1者の場合は、総合点が評価点全体の60%以上の場合に候補者として選定します。

キ 審査経過に関する質問には一切回答しないこととし、全ての選定結果について、異議申立てはできないものとします。

10 選定結果について

選定結果は、候補者の選定後にプレゼンテーション及びヒアリングに参加した全ての企画提案者に選定結果通知書（様式7）により通知します。なお、選定結果について、当該通知日の翌日から起算して7日以内に、書面（任意様式）にて市に説明を求めることができます。

また、選定結果通知書を発送した日の翌日以降に、次の項目を本市のホームページ（しごと・事業者＞入札・契約・登録＞業務委託等の部屋（上下水道局を除く）＞プロポーザル情報）に公表します。

- (1) 所管課及び業務名
- (2) 企画提案者数
- (3) 候補者の名称及び総合点

11 契約締結に向けての協議

- (1) 提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、候補者と当該業務の仕様等について交渉を行った上で、見積書の提出を求め、契約を締結します。
- (2) 業務の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできません。
- (3) 業務の実施に際しては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づきこれを適切に取り扱うものとします。

12 情報公開

市は、提出された提案書等について、下関市情報公開条例（平成17年2月13日条例第16号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとします。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があります。

また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響を及ぼすおそれがある情報については、契約締結後に開示するものとします。

13 その他

(1) 提出書類の取扱い

ア 提出された書類は返却しません。

イ 提出後の訂正及び差替えは、市から指示があった場合を除き認めません。

ウ 提出された書類は、本プロポーザルにおける候補者選定以外の目的では使用しません。

エ 提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合があります。

(2) 本プロポーザルに係る費用については、全て参加申込者の負担とします。やむを得ない理由により本プロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を本市に請求することはできません。

(3) 参加申込書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退するとき（選定後に辞退するときも含む。）は、辞退届（任意様式）を提出してください。

(4) 次の事項のいずれかに該当する企画提案者は失格とします。

ア 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合又は不備があった場合

ウ 実施要領に示した提出期日、提出先、提出方法及び書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合

カ 見積書の金額が、見積り限度額を超過した場合

(5) 提案書の著作権は、当該提案書を作成した者に帰属するものとしますが、当該業務の契約相手となった者が作成した提案書については、市が必要と認める場合は、市は事前に通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。

(6) 提案内容に含まれる特許権など、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利対象となっているものを使用した結果生じた責任は、企画提案者が負

うこととします。

- (7) 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできないものとします。
- (8) 本プロポーザルは、環境省補助事業である「令和5年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業（第2号事業）」の採択を前提に行う準備行為であり、不採択となった場合は、本件は提案を募集したことに留まり、事業化しないものとします。なお、当該補助金の採択結果は、5月下旬頃に判明する見込みです。
- (9) 手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限ります。

14 提出・問合せ先

下関市環境部環境政策課 担当：富田

〒751-0847 下関市古屋町一丁目18番1号

電話 083-252-7116 ファクシミリ 083-252-1329

電子メール kkseisaku@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

15 施行期間

本要領は、令和6年5月13日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。